

3. 農業委員会について

(1) 農業委員会については、例えば転用審議において、何ら議論なく転用を認めているような農業委員会もあれば、厳格な審議がなされ、利益目的転用などは認めていない農業委員会もあるなど、市町村によって大きく運用が異なっている状況にある。このような現状を踏まえ、今後日本農業の活性化を図るために、農業委員会の在り方について、どのような見解をお持ちか伺いたい。併せて、運用が異なる状況を改善するため、農業委員会の権限行使において、客観的な判断基準を示すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 農業の構造政策を推進し、意欲ある担い手の育成の確保、国内農業の食料供給力の向上等を図る上で、農業生産の基盤となる農地制度は最重要政策の一つであり、その制度の適切な運営を図ることが重要である。農業委員会は、農地制度において
 - ① 公選制により選ばれた農業者代表からなる委員中心とする行政委員会として、農地法等の法令業務等（農地の権利移動許可、農地転用に係る意見書の添付等）を公平・中立的に実施する役割
 - ② また、国民への食料安定供給のため、担い手への農地の利用集積や優良農地の確保、耕作放棄地の解消等に向けて農地の掘り起こし・結び付けなど構造政策を推進する役割を担っており、引き続き農業委員会制度の適切な運営を図っていく必要があると考えている。なお、農地転用許可については都道府県知事等が行うこととなっている。
- 2 農業委員会は、転用申請者から都道府県知事あてに提出される農地転用許可申請について經由事務を行い、その際に当該申請に係る農地転用許可基準上の専門的な事項について意見を附して都道府県知事に送付することとなっている。

ここで、一般に、農地転用許可に係る案件については、農業委員会に事前に相談が持ち込まれることが多く、その段階で問題のある場合には指導・助言等を行っている。このため、農業委員会の会議には、事前に調査検討・調整等を経た意見書案が諮られるのが一般的であり、会議の場での議論が活発でないことをもって、厳格な審議がなされていないということにはならない。
- 3 また、農地転用の許可に係る基準については法定化し、客観的な基準を定めているところである。

3. 農業委員会について

(2) 多数の農業経営者より、農業委員が多すぎる、特に農業関連団体から推薦される選任委員は必要ないとの意見があるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 農業委員については、農家戸数、農地面積の減少等、地域の実情を踏まえた規模の適正化及びスリム化の取組が進められてきたところであり、平成16年の農業委員会法の改正においては、必置基準面積の算定方法の見直し及び選挙委員の法定下限定数の廃止等を措置したところである。また、近年の市町村合併の急速な進展の結果もあいまって、平成10年には認定農業者10人に対し農業委員が4.4人であったのが平成17年には2.3人と半減しており、農業委員の総数も、平成10年には60,052人であったものが平成17年には46,673人と大幅に減少（△22%）している。
- 2 選任委員を推薦する農業関連団体である農協、農業共済組合、土地改良区については、
 - ① 担い手の規模拡大等農業経営の改善及び発展に向け、地域の農業や農業経営の実態把握及び土地改良事業と一体的に実施する農地流動化の推進といった構造政策の推進に向けた活動を実施し、
 - ② 区域内の農業及び農業者に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申をするという役割を農業委員会が効果的に果たしていく上で、地域農業の実態を熟知し、地域農業の振興施策の中で重要な役割を担っていることから、このような農業関連団体と密接な連携を図ることが重要であり、農業関連団体からの推薦による委員は必要であると考えている。

3. 農業委員会について

(3) 農業関係者が多数を占める現状の委員構成では、転用については委員自身が利害当事者となり得る場合や、農地の権利移動については委員同士が規模拡大を巡って対立する場合等が考えられることから、適正かつ客観的な判断等を促すべく、選挙による委員を少なくし、利害関係等のない学識経験者などの選任による委員を増やすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 農業委員会については、農業者の中から選挙により選ばれる委員、団体推薦委員、議会が推薦する学識経験者から構成されているところであるが、
 - ① 農地の権利移動等の私的な権利移動や財産権に直接介入し、管内の農業者の利害にも大きな影響を与える許可等の行政処分を行うものであること
 - ② 農業の構造政策の推進に当たり、共同体意識が強い農村地域において大規模経営の育成と小規模農業者の離農、規模縮小という農業者間で相反する利害を円滑に調整する必要があることから、地域の農業者の意向を反映・代表しつつ、権限行使の正当性を確保する仕組みとすることが不可欠である。このため、農業委員会は区域内の農業及び農業者の一般的利益を代表する農業委員を選び出す方法として最も公正、公明かつ有効な方法である公選制により選ばれた選挙委員を中心として構成されることが適当である。農業委員会が上記①及び②に掲げる役割を今後とも担っていく以上、選挙委員を中心とする委員構成の考え方は引き続き維持することが必要であると考えている。
- 2 また、農業委員会の委員については、業務の中立性・公正性の確保を図る観点から、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と農業委員会法において明定されている（第24条）ところであり、ご指摘のような委員自身が利害当事者となるようなケースの防止が図られているところである。
- 3 なお、選挙委員の定数については、平成16年の農業委員会法の改正において、それまで法定化していた下限定数（10人）を廃止し、市町村条例に委任することにより、業務量に見合った組織のスリム化を可能としたところであり、平成17年7月の選挙では、前回（平成14年）と比較し選挙委員定数は約2割減少している。

3. 農業委員会について

(4) 農業委員の被選挙権は、「都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者」とあり、言い換えると当該条件さえクリアすれば誰でも被選挙権を有することとなっているが、農業委員会の権能の鑑みると、「経営改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」と認定された認定農業者を中心に選挙による委員が構成され、適正な判断に基づく権能の行使が成されるよう見直すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 農業委員会は、農業者の声を広く反映させる機関であり、一定の面積について自ら耕作を行っている者であれば、農業委員の選挙権及び被選挙権を付与しているところであるが、農業委員は、地域農業者の代表として人柄や人格に加え、地域の農業に熟知した経験豊富な者が期待されているところである。このような資質は、農地面積の大小や経営状況のみで判断できるものではない。

また、農地の流動化を推進する観点から、農地の出し手となる可能性のある小規模農家も農業委員会のメンバーに含まれることが必要である。

2 なお、農業委員には、青年・女性農業者、認定農業者等の担い手を選任するよう従来から指導しているところであり、このような者を増やしていくことは重要であると考えているところである。しかしながら、例えば認定農業者を中心とする委員構成とすることは、農地の出し手である小規模農家の意向が反映されないこととなり、担い手への農地の利用集積についても支障が生じるおそれがあることから、適当ではないと考える。